

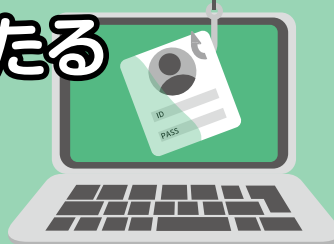
くらしのパートナー

■発行／文京区消費生活センター 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター地下2階 TEL 5803-1105 FAX 5803-1342

もくじ
フィッシング詐欺 …………… 1
消費者被害を防止するために …… 2
若者が悪質商法の被害に遭っています … 4

フィッシング詐欺

～実在する組織をかたる
メールやSMSに
注意しましょう～



事例 1 契約している携帯電話会社名で「【重要なお知らせ】未払い料金お支払いのお願い」というSMS(ショートメッセージ)が届いた。記載されていたURLにアクセスし、携帯電話会社のID・パスワード・暗証番号を入力した後、2段階認証の確認メールが届いたので認証した。すると、その日から次々と通販サイトで商品を買われ、キャリア決済されてしまった。

事例 2 会員登録している大手通販サイト運営業者から、登録しているクレジットカードが利用できないというメールが届いた。添付されたURLをクリックして、別のクレジットカード情報を入力したところ、クレジットカードが不正利用され、高額な請求を受けた。

これらの被害はフィッシング詐欺によるものです。フィッシング詐欺とは、実在する事業者名などをかたってメールやSMSを送り付け、ID、パスワード、クレジットカード番号などの個人情報を盗み取ることです。事例1のように「重要なお知らせ」と表記したり、「至急」「緊急」といった件名を用いたりして急がせ、本物そっくりな偽のホームページなどに誘導して情報を入力させて騙し

取ります。犯罪者は、盗んだ情報を使ってショッピングサイトなどにアクセスして不正利用を行う手口で、気付くのが遅れると、高額な被害に遭うことがあります。

被害に遭わないためには、メールやSMSに記載されたURLにはアクセスせず、事業者のホームページに記載された連絡先に問い合わせるか、公式アプリやブックマーク(いつも使っているお気に入り)からサイトにアクセスして確認しましょう。そもそも、ショッピングサイトやクレジットカード会社などが、IDやパスワードを確認するためのメールを送ることはありません。送信元のメールアドレスが偽造されているケースもありますので、メールアドレスの表示名で本物と判断するのは危険です。

万が一被害に遭ってしまったときは、入力したID・パスワード・暗証番号等を変更し、キャリア決済の場合は携帯電話会社や決済されたサイトに連絡しましょう。クレジットカードの場合は、クレジットカード会社に連絡して調査を依頼し、カード番号を変更しましょう。

困ったときは消費生活センターへ
TEL 03-5803-1106

消費者被害を防止するために 必要な基礎知識

～若年成年者の消費者被害から考える～

弁護士 洞澤 美佳

◎ 民法の成年年齢引下げと契約社会の現実

民法の成年年齢が18歳に引下げられ、2022(令和4)年4月1日から施行されました。

成年年齢とは、あらゆる契約を単独で行うことができるようになる年齢、という意味です。ひとたび成年となったその日から、契約社会においては、18歳や19歳の若年成年者であっても、成年でありさえすれば、一人前の消費者・顧客とみなされます。

契約とは、法的な拘束力を伴う約束です。一旦契約が成立したら、簡単にやめることはできません。高過ぎて払えないので考え直したい、といった言い訳は基本的には通用しません。約束を守らなければ裁判を起こされ、約束を果たすことが強制されます。

他方、自分は手元にお金がないから高額取引はやりようがない、消費者被害など自分には無縁だ、と考える若年層の方もたくさんいるようです。

しかし、現実には甘くありません。特に悪質な事業者は、そういう人に対して、このように言うのです。「消費者金融で借りればいい。みんなやっている。借り方は自分たちが教えるから心配ない。」「クレジットを使えばいい。分割払いなら月々の返済額は少額だから、十分やっていける。」「1～2ヶ月もすれば、稼げるからすぐに元が取れる。今なら特別価格で商材が購入できる。こんな機会は滅多にない。」。こうして、本当は逃げ出したいのに、何を言っても切り替えされてしまい、精一杯の抵抗はもはや虚しく、断るに断れない状況が作られ、その場から逃げ出すためには言うことを聞くしかない、という状況に追い込まれていく、という現実があるのです。

この点、民法には未成年者取消権という制度があります。未成年の間は、親の了解を得ずに行った契約は、原則として取り消すことができるという強力な救済手段です。ところが成年になったその日からは、この手段が一切使えません。20歳が成年年齢とされていた時代、20歳に達した直後の若年層の消費者被害が急増する傾向にあったことは統計上も明らかでした。強力な救済手段が使えなくなった途端に消費者被害が増える、という現実を受け止めて、取引社会の初心者といえども容赦のない消費社会の怖さを知っておく必要があります。

● 最近の若者の消費者被害の傾向

最近の若者のトラブルは、「美とお金(もうけ話)」に関する相談が圧倒的な数を占めています。現代社会では、SNSを通じて自他の生活が人目にさらされる機会が圧倒的に多くなり、従来にも増して自意識と承認欲求がかき立てられやすい環境が作られているように思います。そのような状況とスマートフォンの普及により、気軽に契約できる環境が醸成されていることで、若年層であっても「美とお金」に関する取引にアクセスしやすくなりました。

「初期費用不要、簡単な仕事、スキル不要」「今だけ」「隙間時間を活用して稼げる」「やり放題」「マイナス〇kgも夢じゃない」「結果が出なければ返金します」といった広告に見覚えはありませんか？美とお金のトラブルに巻き込まれた人たちが広告で目にしている宣伝文です。こうした広告は、往々にして、良いことばかりが並べ立てられている割に、肝心の契約条件やデメリットなどについてはわかりにくいのが特徴です。

宣伝によってかき立てられた欲望に打ち勝てずに契約してみたものの、実際には、こうした宣伝と裏腹に、そう簡単には結果が出せない現実に直面して初めてそんなに甘くなかった、ということに思いを致すことになるのです。しかし、やめようと思っても簡単にはやめられず泣き寝入りを余儀なくされる、ということも残念ながら少なくありません。

● 被害に遭わないようにするためにどう行動したらいい？

消費者被害は他人事ではありません。自分だけは被害に遭わない、という思い込みには客観的な根拠がありません。その上で、まずは最低限、以下の点に留意しましょう。

① 広告を鵜呑みにしない

物事には必ず裏と表があります。心ある事業者であれば、自社の商品やサービスの良い点を伝えるのと同じように、わかりやすい形できちんとデメリットを伝えるはずですが、メリットの表示に比べ、デメリットの表示が著しくわかりにくい広告に接したら、一旦立ち止まって考えてみて下さい。

② 解約条件をきちんと確認する。

消費者相談の大半は、解約したいのに解約できないという相談です。契約する前に、一旦立ち止まり、この契約を解約したい時にはどうしたら解約ができるのか、違約金を払うのか払わないのかなどの解約条件を確認して、本当にその解約条件を引き受けることができるのか、ということを考えてみて下さい。

契約は法的な拘束力のある約束である、という原則は、日常生活ではなかなか実感しにくいと思いますが、契約の拘束力の重みを自覚するだけでも随分と違って来るはずですが。とはいえ、もしも何か契約トラブルに巻き込まれてしまった時には、お近くの消費生活センターにまずは相談してみてください。

若者が悪質商法の被害に 遭っています

～きっかけはSNS!? それ、悪質商法かも!～

消費者被害は自分には関係ない、と思っていませんか?
最近では、SNSを悪用して近づき、親しくなったと思い込
ませて高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えて
います。悪質商法等のトラブルは身近に潜み、誰もが被害
に遭うおそれがあります。

被害に遭った時や心配な時は、すぐ消費生活センターへ
ご相談ください。

【事例】

- ①SNSで知り合った人に誘われて会ってみたら、「スキル
アップになる」「将来成功できる」などとオンラインサロ
ンの入会を勧められ、高額な契約をさせられる。
- ②先輩から「簡単にもうかる」と投資アプリの購入を勧めら
れる。友人を誘えば紹介料も入ると言われ、学生ローン
で借りて契約するが、全くもうからず、借金だけが残る。

ご相談は
文京区消費生活センター消費者相談

☎03-5803-1106

または、
(局番なし) **☎188**

※お近くの消費生活相談窓口につながります。



文京区消費生活センター

〒112-8555
東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター地下2階
TEL 03-5803-1105 / FAX 03-5803-1342
相談専用 TEL 03-5803-1106
受付時間 9:30～16:00 (月～金 ※祝日・年末年始を除く)

文京シビックセンター 最寄駅

- 地下鉄
東京メトロ丸ノ内線・南北線
→後楽園 下車
都営三田線・大江戸線
→春日 下車
- 都営バス
→春日駅前 下車
- 文京区コミュニティバスB-ぐる
→文京シビックセンター下車

